

議案第 6 6 号

前橋市災害遺児手当支給条例の改正について

令和 6 年 5 月 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例

前橋市災害遺児手当支給条例（昭和 4 6 年前橋市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「義務教育終了前（1 5 歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程に在学する場合には、その在学する間も含む。）の者」を「1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者」に改める。

第 3 条ただし書中「から第 4 3 条まで」を「、第 4 2 条、第 4 3 条の 2」に改める。

第 7 条第 2 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条ただし書及び第 7 条第 2 項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。